

北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議 (第 1 3 回)

議 事 録

と き : 平成 2 0 年 1 2 月 1 8 日 (木) 1 4 : 0 0 ~
と ころ : P C B 処 理 情 報 セ ン タ ー

1. 開 会

【事務局】

定刻でございますので、ただいまより北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

私は、本会議の事務局を担当してございます北海道環境生活部環境局循環型社会推進課の石金でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の監視円卓会議でございますけれども、処理事業の現況、環境モニタリングの結果などにつきましてご説明をさせていただきます。皆様からご意見をいただき、終了の時間をおおむね4時というふうを考えておりますので、速やかな進行につきましてご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、齋藤委員、中村委員、太田委員、吉田（隆）委員からご欠席という連絡をいただいております。

なお、藤当委員につきましては、若干遅れるということで連絡をいただいているところでございます。

開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局長の村井よりご挨拶を申し上げます。

【村井局長】

北海道環境生活部環境局長の村井でございます。

委員の皆様、オブザーバーの皆様方には、年末の大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今年7月に洞爺湖サミットが開催されまして、これを契機として環境問題に対する関心や取組の広がりがこれまで以上に見られ、道といたしましても、この機運の高まりを受けまして、各種施策を着実に進めていこうと考えているところでございます。

PCB処理事業に関しましては5月から操業が開始されましたが、これまでのところ、重大なトラブルの発生は見られず、順調に稼働されているとの報告を受けております。JESCO北海道におきましては、今後、引き続き、地域住民の安全・安心の確保はもとより、作業従事者の労働安全管理につきましても万全を期していただくようお願い申し上げます。

本日予定している議題は、処理事業の現況や平成20年度の環境モニタリング結果など、また3名の委員がご視察いただいた豊田事業の報告などがございます。

限られた時間ではございますが、皆様方から活発なご意見をいただくようよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

本日は、オブザーバーとしまして、環境省から廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の高橋補佐にご出席をいただいております。一言、ご挨拶をお願いいたします。

【高橋補佐】

環境省の高橋でございます。

本日は、年末のお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今年も、残りわずかというところになっておりまして、大きな事故もなくこれまで順調に稼働ができているということは、皆様方のお力添えがあったのことだと思っております。感謝を申し上げます。

本日は、これまでの進捗状況についてのご報告のほかに、豊田事業所にご訪問いただいたときの報告があるということですが、当日私も豊田の安全監視員会に行っており、たまたま向こうでお会いさせていただきました。遠方からはるばるお越しいただきまして、どうもありがとうございます。その際のご感想なども聞かせていただきまして、この北海道事業所での今後の安全かつ確実な処理に生かしていければなというふうに思っております。本日も、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

毎回をお願いでございますけれども、本会議は議事録を作成していることから、ご意見、ご質問等の場合につきましては、マイクを通してご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては、眞柄委員長、よろしく願いいたします。

2. 議 事

【委員長】

本当にお忙しい中ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りますが、資料の確認しておきたいと思いますので、配付資料をご紹介します。お願いします。

【事務局】

(資料1から7について、確認依頼及び誤字の修正依頼)

【委員長】

まず前回の議事録につきまして、事前にご確認をいただいておりますので、特になければこれで承認していただいたということにしたいと思います。

それでは次に、先行事業地視察報告ということで、豊田事業所に視察に行ってくださいましたので、その状況についてご報告をよろしく申し上げます。

【事務局】

循環型社会推進課の原口と申します。

私から、10月に行いました先行事業地の視察についての説明をさせていただきます。

視察の目的は、先行事業地の施設の運営状況、地元の委員や事業者の方との関わり方などの情報を得まして、委員の皆様の今後のご活動に役立てていただきたいというものであり、平成17年度から実施しています。

今回参加されたメンバーは、佐々木委員、西原委員、橋本委員の3名、また事務局として道庁の原口と室蘭市の佐藤主任が同行し、現地ではJESCO北海道事業所の田畑課長にご同席いただきました。

視察の内容につきましては、資料5としてまとめさせていただいております。先方との意見交換の内容、それから視察を終えて参加された委員の方からの感想という構成です。

今日は事務局からの報告に続き、参加された委員の方にご感想などを発言いただきたいと思います。

まず、事務局からの報告は、室蘭市の佐藤主任からいたします。

【事務局】

私は、今回、初めて他の処理事業を視察させていただきました。詳細については、資料のとおりですが、他の処理事業でも安全性の確保を第一に進めていることが理解できたと思っております。

今回のような他の事業所の処理施設や安全監視委員会を視察できたことは、いろいろ勉強になったと思います。このような機会を与えていただきまして、本当にありがとうございました。

【事務局】

視察の状況につきましては、報告書の方を後ほどご覧いただく形で、委員の方から報告をお願いできたらと思います。

では、報告書の記載順番どおりに、佐々木委員の方からお願いいたします。

【委員】

佐々木です。

このたび、豊田の視察に行ってきました。その報告は、既に報告書として出ておりますので、その中から私が感じた主なことを若干報告したいと思います。

まず感じたことは、豊田市として5月30日から10月24日までの5カ月の間に15回も施設に立入検査を行ったことが、市から安全監視委員会に報告されている。聞くところによると、そういう立入検査をする権限が市に与えられているそうですが、室蘭市はそういう権限を持っていません。それは、政令指定都市でないということらしいのですが、処理施設にある市として室蘭市だけがそういう権限を持っていないと。これは、具体的には道にそういう権限があるだろうと思いますが、該当する市としてそういう権限を特別に認めてもらって、市が直接施設に立入を行い、そのことについて市としてどう指導していくか、そういうことが今後行われていってしかるべきではないかと思いました。

もう一つは、円卓会議に該当する豊田の安全監視委員会の委員の構成を見てみると、地域の代表の人が委員になっています。これは、地域の人意見を酌み上げる上で大変有効な手段ではないかと思った次第です。

それから、あそこは大学もたくさんあるのですけれども、大学の先生もたくさん委員に出ていて、専門的なアドバイスを当然いただいているのではないかと思ってきた次第です。

我々室蘭としても、今後、ますます操業が本格化していく中では、そういう大学の先生方も市として、道として委託を要請して、専門的なアドバイスをしてもらうことが、今後、必要になるのではないかと考えました。

いろいろありましたけれども、時間の都合や各委員の意見もあると思いますので、ひとまず終わらせていただきたいと思います。

【委員長】

どうもありがとうございました。

それでは、一通り感想やご意見を伺ってから、まとめて話し合いをしたいと思います。続いて、西原委員よろしくお願ひします。

【委員】

西原です。

なるべくほかの委員と重複しないように話をしたいと思います。

まず私が感じたのは、委員のほとんど全員が出席して真剣に討議されていました。特に、ここの中で自治地区の6名の方が、それぞれの地区から責任を持って出ておられるという印象を受けました。ほかの委員としては、産業関係が2名、学識者が4名、公募2名、官の方はオブザーバーで2名。こんな構成で全員が出て活発に意見を交わしていました。そういう点では、室蘭の場合、委員の欠席がやや目立つのです。これは、私は反省して考えていかなければならないことでないかという印象を受けました。

それから、膨大な資料の割に討議時間が短いです。かなり延長されて論議されていましたけれども、やはり、中身はどうしても十分な討議になっていないという印象を受けます。

もう一つ、一番驚いたのは、今日の議題にもありますけれども、要するに、PCBの保管、管理の問題ですが、「保管困窮者」という言葉が出てきたのです。

その中の1人が実は倒産してしまって、その保管責任が果たせないということから、工場にPCBを持ち込んだのです。その過程はいろいろあるのですが、その人に私どもはとても同情できるのです。自分のやっている事業が倒産してしまって、土地も工場も売却して保管する場所がない、どうしたらいいのだと。運搬業者に相談したら、運搬業者は今受け入れるわけにいかないということで、最終的にはどうにもならないから、もう警察に通報してでもいいからということで持ち込まれたのです。

このことは、私もPCBのことに関わってきまして、最初から保管管理の問題を指摘してきた一人として、決して他人の問題ではないという印象を受けました。

それで改めて、特に北海道の場合は広域ですから、フェリーがこういう状態になって運べないとなると、ますます困る事例が出てくるのではないかとということが予想されます。そうすると、こういう事例を聞いた以上、私は、北海道事業の場合も真剣に深刻に考える必要があるのではないかと印象を受けました。

これが、今回の中で非常に最大の教訓になりました。これは、何としてもその経験、起きたことから大切に考えていかなければならない問題だと思いました。

もう一つ、排出物のNaClの問題を聞きましたら、北九州市は海中投棄しているということを言われました。それは、ここには実際には最終的に公表されていませんから、どうなっているかということも含めて、今後の問題として考えなければならないのではないかとこのように痛感しました。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、橋本委員お願いします。

【委員】

西原委員が言ったように、一番強烈だったのは、自分の倒産した会社からPCBを自分の車に積んで持ってきた、受け取るわけにいかんというふうな押し問答をして、結局、非常事態でそれは受け取ったというか、とにかく持って帰らせなかったということです。私を感じたのは、これは向こうの人といろいろ話をする中でも出てきたことですが、まだ把握しきれていないPCBをどうするかということです。それは、豊田も、ここも、いろいろな機会にできるだけ未届のものを発見して処理できるようにという形がとられていると思うし、そうやっていると思うのですが、豊田で聞くと、それがあまり進んでいないのです。ここもなかなか難しい面があると思うのですが、これは何とかしなければいけないというふうに思ったわけです。

一つは、宣伝というか、非常にいろいろな機会やらねばいけないと思うのですが、この情報センターにいろいろな人に見に来てもらって話をしなければいけないと思います。豊田の事業所は、生徒さんなどが事業所に来て見学するということはあまりしていないようですし、ここよりは場所が大分狭いです。室蘭の情報センターは、非常に大きいし余裕があるので、市民にもどんどん宣伝してやっていくことをこれからやらないと、未届のPCBをうまく見つけるというふうなことがなかなかできないのではないかと思いますので、こういうところをぜひ強めていくということに力を入れたいと思います。大体そんなところです。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、今、3人の委員の方々から豊田の事業所を視察していただいた上で感じられたところ、室蘭でも検討しなければならないところのご指摘がありました。これについては、道なりJESCOなりでお考えがあればお話しください。

【事務局】

道の循環型社会推進課の矢原と申します。どうぞよろしく申し上げます。

佐々木委員、西原委員、橋本委員におかれましては、ご多忙のところを視察に参加していただき、ありがとうございました。

貴重な意見を承りましたので、道のスタンスを説明させていただきます。

まず、豊田の事業所では豊田市が5か月で15回もの立入をしているという件でございます。豊田事業所は、平成17年9月に操業を開始し、その2カ月後にPCBの蒸気漏れの事故があり、翌平成18年7月まで施設が停止するということがありました。また、平成19年2月には3件の設備の不具合が発生し、平成19年6月まで施設を停止して色々な設備を改善したとのことです。操業開始後、2回も操業停止をせざるを得ないような状況がありましたので、重点的に調査や監視がなされていると聞いております。

また、廃棄物処理法等の権限については、法律上、政令市や中核市などが都道府県と同じレベルの権限を持ち、施設や処理業の許可のほか立入検査を行えます。

道内では、札幌市、函館市、旭川市が道と同じレベルの廃棄物処理法上の権限を持っています。

他事業でみると、豊田市、北九州市、東京都、大阪市は、廃棄物処理法上の政令市になっています。

室蘭市は政令市等ではないのですが、道・室蘭市・JESCOとの間で協定を結んであり、協定に基づく立入検査はできます。そういう意味で室蘭市は権限を有しているところでございます。また、監視円卓会議でも協定に基づく立入はできます。

次に、立入検査等の状況ですが、5月の開業後、室蘭市とともに行ったものを含めると6回実施しています。その他に、10月にフェリーの第1便が搬入されたときにも1回、ちゃんと運ばれてきているかどうかというところを調査しています。

その次に、監視円卓会議の委員の構成でございます。報告書の3ページにありますが、豊田と北海道では、委員数はどちらも同じ15名、そのうち学識経験者は豊田4名、北海道は3名です。北海道の構成については、監視円卓会議の前身である室蘭市PCB処理事業監視市民委員会を基にしているという経過あり、このような中で、これまで皆さんのご意見を頂戴しているところです。

監視円卓会議の開催結果につきましては、毎回「監視円卓会議だより」を作成、配布しています。市内では町内会単位や各サービスセンターで行われていると思います。また、PCBの処理情報センターにも配置しているほか、道と市のホームページでも公表しており、市民の方々から問い合わせやご意見をいただいた場合は、私どもの方で対応させていただいております。

ちなみに、道内の全市町村、15県、国にも監視円卓会議だよりは送付しており、円卓会議の開催内容について、広くお知らせするよう努めているところです。

それから、豊田事業所へのPCB廃棄物の個人搬入の件についてですが、安全確保の観点にたつと、漏れ防止型容器などにPCB廃棄物を収納するなど受入基準を満たして、専門の業者さんに収集運搬を委託することが基本になるうかと思えます。

豊田事業所のケースでは、色々な事情や議論があったと思いますが、北海道事業においてやむを得ない事情がある場合については、ケースに応じて相談いただき、室蘭市とも相談の上JESCOと協議して、何とか処理していただけるような形をとればと考えます。

また、ご発表にはなかったのですが、報告書の中にありました委員との交流について触れますと、今回実施できなかったことは、相手方の都合によりますので御了解ください。

関連して、つい先日北九州市の職員が道庁を訪問された際に、北九州の市民委員の方々にも、ぜひ来蘭いただき、事業の視察やこちらの委員との交流などをしていただきたいと依頼しました。道としては、機会をとらえて、ほかの地域の委員もぜひ室蘭の方に来ていただいて、交流の場を設けるということを依頼していきたいと思っています。

それから、PCBのPR等につきましては、我々も非常に重たく受けとめておりますので、いろいろな機会をとらえて行っていきたいと思っております。

あとは、会議において討議時間が不足しているというご感想については、円卓会議の運営を含めまして要望や意見がありましたら、随時、私どもにお寄せいただければ検討してまいりたいと思えます。どうぞよろしく願います。

【JESCO】

JESCO本社事業部長の齊藤です。よろしく願います。

豊田の監視委員会が開かれた当日は私も出席しておりまして、本当に遠方より豊田事業所の方にお越しいたいただき、ご視察やご助言いただいたことに改めて感謝を申し上げます。また、この報告書にもございますが、JESCO事業全体にとっても貴重なご意見を賜りまして、大変ありがとうございます。

当日、豊田の監視委員会ですけれども、ちょうど豊田事業が豊田市内の廃棄物の処理状況について中間的な総括をするということが協定書で決められていまして、その報告をさせていただいた節目の会議でございました。従いまして、資料が膨大ということですが、過去の事故の経緯とか対策の報告書、あるいは昨年のトラブルの報告書をすべて一括して配付したということがございます。当日、その部分の説明はほとんどされなかったわけですが、委員の方々には一つの節目としてそういう形で資料をつくらせていただいたということがございます。

また、監視委員会、ここでいうところの監視円卓会議の構成というのは、各事業でかなり異なっております。まず、設置主体ですけれども、五つの事業のうち、東京事業だけは、行政との協議の結果、JESCOが事務局となって設置しておりまして、地元東京都江東区、あるいは自治会の方、あるいは区議会議員の方等々がすべて自治体の委員として入っ

ているという特殊なやり方をしております。また、ほかはすべて地元自治体の設置ということでございまして、基本的には自治体のご判断で委員構成を決めていただいております。ただ、土地柄と申しますか、監視委員会のようなものは余りやってこなかった、大阪事業では監視委員のメンバーはほとんど学識者で構成されています。豊田事業は、見ていただいたとおり、周りのかなり近いところに住宅も結構ございます。関係する自治体も多いということで、あれだけ多くの自治体の方々にいただいているのは、豊田事業の監視委員会の特徴であろうと我々は思っております。

あと、幾つかご質問のあった点につきましては、所長の油井の方から簡単にご回答なりをさせていただきたいと思っております。

本当にどうもありがとうございます。

【 J E S C O 】

J E S C O 北海道事業所の油井です。よろしく申し上げます。

私の方からお答えすべき点が3点あるかと思っておりますので、お答えいたします。

まず、保管困窮者というお話がございました。北海道事業所においてもこういった可能性は十分あるわけございまして、現に、5月から開業して以降、本州からの搬入物についてこういった状況がありました。倒産等で処理を急ぎたいという要望がありまして、まず、そのためにはP C B 廃棄物特措法の届け出を出している自治体に要望を上げていただいて、その自治体からJ E S C O に要請をいただき、それに基づきましてJ E S C O は搬入期間の中で処理をさせていただくといった流れになります。こういう事例は既にございます。

なお、広域協議会という1道15県の搬入にかかわる連絡調整をする場がございますが、その取り決めの中でも、緊急処理が必要な場合は、協議調整の上、搬入期間外の地域のP C B 廃棄物であっても処理できることとなっております。したがって、広域協議会からそういう要請がJ E S C O にあった場合は、事業所としてご相談しながら対応させていただくことになろうかと思っております。それが1点でございます。

それから、2点目に、豊田事業所の排出物のN a C l が北九州の処理において海中投棄されているというお話がございました。私ども、後で豊田事業所に事情を確認しましたところ、当日の説明ではちょっと誤解を与えるような表現をしたということでございまして、ちょっと言葉足らずの点があったので、ここで補足をさせていただきます。

豊田事業所では、処理残渣を焼却処理によって適切な処理を北九においてしているということですが、最終的に残る塩分を含む水がありまして、これは排水処理装置を経由した後に海に放流しているというのが正しい表現になりますので、この場で改めさせていただきます。

さて、北海道事業所ではN a C l はどういうふうになっているのかということでございます。北海道事業所は、以前からのご説明のとおり、廃アルカリの中にN a C l が溶け込んでおります。これは、廃アルカリという形の特別産業廃棄物を適正に処理しております。

前回もご質問がありましたが、塩分を含んだ廃アルカリは、ロータリーキルンで高温焼却をしております。その際に残渣が出まして、それは最終的にはセメントの原料になるというふうにご説明しました。セメント原料ということになると、塩分の問題があつてまずいのではないかというご指摘だったと思います。それに関しましても、その後、調査しまして、塩分については、濃度調整をした上でセメント原料を生産している会社に引きとってもらっているのです、塩害の心配はないということを確認しております。これが2点目でございます。

3点目は、北海道は5番目の施設で全国的な5事業所全体をまとめた公開の仕方もあるのではないかというお話でございますけれども、JESCOでは、ホームページ等にも掲載してありますとおり、環境報告書というものを発行しております。その中で、環境保全、労働安全衛生、地域とのコミュニケーションなどの取組状況に加えまして、各事業所の処理状況を取りまとめております。そういった形で広報活動をしておりまして、その環境報告書は処理情報センターにも備えておりますので、それをごらんいただければというふうを考えております。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、今のご説明に関して、佐々木委員、西原委員、橋本委員、あるいは、ほかの委員の方からご意見がございましたらどうぞお出しください。

【委員】

西原委員の報告書で、その後の参考になると書いてある事例で、北海道のような広域処理の不安という話が円卓会議の中で話題に出たような形で書いてあるのですけれども、具体的などんな意見が出たのですか。

【委員】

これは、公募委員の方がおっしゃったのですが、将来、こういう事例がたくさん出るだろうと。例えば、北海道事業所のような広域の処理事業だったら、なおさらこういう問題があるのではないかというような発言をしました。私も、そのことは心配だと思ったのです。

【委員】

具体的な事例があるわけではなくて、一般論として、北海道のような広域の場合はもっといろいろ検討する必要があるというお話ですね。ありがとうございました。

【委員長】

ほかにありますか。どうぞ。

【委員】

視察報告書の6ページで、現施設で処理が困難なPCB廃棄物となっていますけれども、こちらで集める全体の中で困難な処理廃棄物はないというか、十分対応できるような施設になっているという説明になっていましたか。北海道事業の場合、そういうものはないのでしたか。もし、処理できない、非常に難しいPCBがある場合にどういうふうになるのかなと思ったのです。

【JESCO】

営業グループ長を務めております古西と申します。

困難なものとしましては、設備は処理が始まってまだ六、七か月という中で、まずは順調に、作業員の人に慣れてもらえるように、言葉として変ですけれども、なるべくきれいな廃棄物を処理させていただいています。当然、きれいなものといっても、10kg以上の高濃度の電気機器並びにピュアな油という限定でございますけれども、そういう中で、当然、例えば中が短絡してタンクが膨れているようなものがあったり、漏れ、にじみがあったりというものは、まだなかなか受け入れられないと。そういう面で、今、そういうものについてはすぐには処理できないということです。ただ、当然、こちらの設備はそういうものを含めて処理するというふうになっておりますので、だんだんそういう技術を磨きながら、なれていきながら、いずれ受け入れていきたいというような判断でございます。

【委員】

わかりました。

そういう問題があるようなものをいつまで持っているのか、それは何か決め事はないのですか。問題のあるものはしばらく置いておくという話だったものですから、それはそのまま放っておくということですか。

【JESCO】

もちろん、そういうものは登録いただいています、ここにこういうものがあるという確認をさせていただいています。ただ、こちらの事情で大変申しわけないのですが、すぐに搬出は無理と。ただ、何か月後という約束はできないのですけれども、こちらでもそういうものがあることは認識しております。

【委員】

わかりました。

【委員長】

ほかにございますか。どうぞ。

【委員】

私は、この問題で、向こうでも発言したのですが、例えば北海道の場合、苫小牧の高専で運搬したPCBがドラム缶の底が抜けて、いつの間になくなっていったという事例が実際にあるのです。ですから、保管困窮者に当たるかどうかはわかりませんが、保管責任者としては不適格な状況なのです。そういうものが実際にあります。それから、蛍光管か何か紛失して、探したけれどもどうも焼却されてしまったと。こんな事例もあったと記憶しているのです。あのころから、いくらここで100%の処理を一生懸命やっても、片方では底抜けであるとすれば、ここで一生懸命やった意味がなくなるのです。そういう意味では、保管状況がどうなっているかということ、今、公的な機関がきちんと調べなければだめでないかと感じているのです。

そういうことで、もうちょっと具体的に、私は数字はわかりませんが、5万tのPCBが生産されていて、実際に所在がはっきりしない4万tちょっとという事例があったと思います。そういう具体的な数字を報告のときに出していただいて、それでは不明になった1万tぐらいのPCBはどうなっているのか。それから、4万tの保管が本当にきちんとされているのか、こういったことを、再度、早急に実態を調査していく必要があるのではないかと思います。

豊田にしてみれば、保管困窮者は約30名という数字になっていました。実は、北海道事業所は広域ですから大変ですが、各県に当たって、実際に保管はきちんとされているのか、本当に困窮者がいないのかといったことも、早急に調べなければ、上手の手から水が漏れるような感じがするので、その点を含めて私はお話ししたかったのです。

【委員長】

保管状況の調査について、当然北海道でも実施されて、他の都府県もやっているはずですが、そういうことに関して広域協議会などで情報を集約されておられるのかどうか、説明していただけますか。

【事務局】

広域協議会につきましては、北海道で事務局をやっておりまして、道及び15県、室蘭市もメンバーとして入っております。その中で、先ほどJESCOの方からも説明がございまして、本日も資料7ということで配付しておりますけれども、要は、北海道事業の中で各県と、北海道も含めてですが、どのような形で搬入を行おうかということ、年度ごとに定めております。

この中で、緊急に処理を要する場合につきましてはということで記載しておりまして、現時点では各県で保管困窮者は何台ということを確認しておりませんので今は言えませんが、各県によっても、保管している物、トランス・コンデンサの状況とか、どんなものかということも含めて状況が違いますので、現時点では、各県、ブロックに割り当てられている期間の中で各県において判断して、緊急を要するものについては運び込むことができるというふうに記載しております。

先ほどの話の中で、保管困窮者という定義は広域協議会ではしておりませんが、そのような状況にある方については既に運び込んでいただいています。今のところ、実際の状況はございませんけれども、広域協議会の中で話し合われていることとして、例えば、15県の中では、15県の決められた搬入期間で保管困窮者の面倒を見きれなかったという部分についても、北海道と処理事業者の受け入れの態勢もございまして、JESCOの方と協議調整して、緊急に処理できるということで広域協議会の中では合意しています。

【委員長】

ありがとうございました。どうぞ。

【委員】

保管困窮者という言葉は初めて聞いたのですけれども、保管困窮者がいるということは、まず所在がはっきりしているということですね。そのほかに、所在がはっきりしていない部分があるということが現実だと思うのです。その責任というか、その所在をはっきりさせるために、都道府県が主導してやるのか、国全体として環境省がどういうふうを考えて、それを今後の日本全体の問題としてとらえていこうとしているのかということが一つです。

あとは、そういった処理事業の前の段階を円卓会議でやるのがなじむのかどうかということも含めて教えていただきたいと思います。この2点です。

【高橋補佐】

保管困窮者という問題でございまして、廃棄物処理法に基づきますと、それも含めまして、すべての産業廃棄物につきましては、排出される事業者、ここで言いますと保管事業者の責任に基づいてそれらがされるということになっております。

先ほどの保管困窮者というのは、多分、いろいろな方がいらっしゃると思うので、そこはケース・バイ・ケースだとは思いますが、例えば、先ほどの事例のように、倒産して、今後、継続して保管できないという方であれば、速やかに処理ができる、今は登録順に処理を進めているわけですが、その処理を早めてやると。あとは、中小企業の方におきましては、基金による助成というものもございまして、こういったものを活用して進めるということが考えられると思います。あとは、引き続き保管が難しい場合については、継続的に保管ができる、例えば、倒産した会社さんの事業を引き継いだ方に保管を引き継いでいただくということもあると思います。

そういった指導なり助言なりを、まずは廃棄物処理法に基づく権限を有しております都道府県などが行うことになると思います。その全体を見た上で、制度として何か必要なことがあれば、そこに環境省として検討していく必要があるかなと思っております。

【委員長】

ありがとうございます。

【委員】

今のことは、実際に困窮者があるということはわかっているわけですね。わかっていないのがまだまだたくさんあるということがありますね。その部分はどこがどういうふうに責任を持って調査し、それを処理するように持っていくかということが大きな問題だと思うのです。これは、やはり都府県でも調査をどんどん進めなければならないでしょうし、国としても責任を持って、今まで生産された5万tが4万tしか所在がないとすれば、残り1万tはどこに転がっているかということをしきりと調べて、最終的に日本から全部なくすというのが国の責任だと思うのです。その辺のところを聞きたかったのです。

我々は、あるものを何とかしよう、それは何とかできると思うのです。やはり、生産したけれども、つじつまが合わない数字が残っている、その部分をどこでどういうふうに見出しして処理をするのかというのが問題だと思うのです。

10年間の事業がこの10年間で終わって、それが出てきた場合はどうするのかということも次の問題につながっていると思いますが、そういったところを国としてどういうふうに見ておられるかということを知りたいです。

【高橋補佐】

今のお話は、恐らく、保管されているものも行政の方でしっかり把握されていないということかと思います。それにつきましては、PCB廃棄物に関する特別措置法上、届出が義務づけられているわけですが、それがしっかりなされていて行政の方で把握しているということがまずは必要になってくるのかなと思っています。

その届出がなされていない部分についていかに把握しているかという方法については、幾つかのものがあると思っています。

例えば、過去には電気絶縁物処理協会という協会がございました。これは、PCBを製造していたり、PCBを使用した機器の会社さんで成り立っていた協会がございまして、こちらの方に自主的に届出がなされておりました。これに届出をされたものがPCB廃棄物の特別措置法に基づく届出をしっかりとされているかというのを適合させて把握していく、届出がなされていないものについては届出をしていただくというようなことがあるかと思います。

あとは、電機製品でPCBが使用されているものについては、電気事業法に基づく届出がなされております。この届出がなされているものについて、廃止した場合にしっかり特措法に基づく届出がされていることということを把握していくということが必要になってくるかと思っています。

そういった届出がしっかりとされているということを確認できるような手段を私どもとしても幾つか考えておまして、そのような方法で都道府県とも連携しまして、これま

でも届け出がしっかりなされるように指導をお願いしてきているわけでございます。今後とも、どのようなことができるかというのも考えていきながら、引き続き、行政の方でしっかり把握していきたいと思っております。

【委員長】

ほかに何かありませんか。

【委員長】

それでは、3人の委員に豊田を視察していただきまして、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。今後の室蘭の事業が円滑に進むために参考にさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それでは次に、北海道事業の進捗状況について、JESCOからご説明をお願いします。

【JESCO】

それでは、資料2に基づきまして、前回8月の監視円卓会議後の部分について、ご説明したいと思います。

1番の北九州事業、平成20年10月、第2期施設試運転開始とございます。10月には単体の機器調整から始めまして、現在、第2期施設の総合調整試験、またはPCB廃棄物を使わない段階の試験、試運転を行っているということです。この第2期施設は第1期施設と特にコンデンサ処理、液処理の関係で相互乗り入れといいますか連携をするシステムになっております。そのため、ここには書いてございませんが、今の1期施設はこの12月から操業をとめてつなぎ込み工事、あるいは確認試験をしております。この第1期施設は、来年、その部分について業の許可が再度得られましたら、来年3月、4月には前倒しで稼働をお願いできないかということで、今、北九州市と調整しております。

いずれにしても、試運転が年度いっぱい、来年3月ぐらいまではかかりますので、その後、施設を検査して引き渡しを受けるということで、4月、5月ぐらいから稼働になるかと思っております。

また、この中で、安定器等のその他物の処理をするためのプラズマ溶融分解の炉も造っておりますが、現在、ようやく耐火物を乾燥焼きまして、実際に溶融処理をできる状態に持っていくということを年内をめどに行っております。年明けに、まず模擬物、PCBの入らないものを溶かしてみる、続いて、2月以降になると思いますが、PCB入りの廃棄物を溶かしていくという手順で、全体の中では若干遅れぎみといいますか、後発のスケジューリングになっております。

続きまして、豊田事業、この間もご説明いただきましたが、おかげさまで順調に推移しております。東京事業につきましても、ようやく、かなりの数量の処理を続けられる状況になりました。大阪事業についても、操業以来、順調に進んでおります。

北海道事業につきましては、続いて所長の方から説明したいと思います。

【JESCO】

それでは、引き続きまして、資料3 - 1でございます。

1 ページ目は省略させていただきます。

2 ページ目、前回の監視円卓会議が8月28日ございました。その後、9月7日と9月22日に小さなトラブルを起こしてしまいました。これにつきましては、区分 という ことで、環境への特段の影響がない事象ということで、定期報告でよいということになっておりますので、この場で報告をさせていただくこととなります。詳しくは、後で担当の者から説明をさせます。

10月1日から31日にかけて、この1カ月かけて定期点検を行いました。それから、その定期点検期間中の22日に、総合防災訓練、これは処理棟で火災が発生したという想定で室蘭消防本部様と一緒に行いました。

10月24日でございますが、フェリーを利用した道外廃棄物の初搬入ということで、海上輸送が初めてなされました。残念ながら、11月末で航路が廃止になったということで、この間、この便を合わせまして合計3便受け入れております。このフェリーの状況につきましても後でご説明いたします。

それから、この情報センターが開所してからほぼ1年たつ11月5日に3,000人を突破したということです。

それから、入門許可申請審査会をやっておりますけれども、現在、JESCOに収集運搬業の許可を得てJESCOの入門許可を得た収集運搬業者は8社でございます。それから、11月19日に広域協議会をやりまして、本日を迎えているということでございます。

続きまして、資料3 - 2の稼動状況でございます。

これも、10月の定期点検の月は処理はゼロになっておりますが、11月から再開しております。

次に、裏に参りたいと思いますが、払い出し物の状況、有価物と廃棄物に分けて計算しております。

それから、次のページのブロック別台数というものが、今週から15県を5ブロックに分けまして3県ずつですけれども、その受入状況でございます。

【JESCO】

平成20年度定期点検の結果につきまして、副所長の織田から説明させていただきます。資料3 - 3に従って報告いたします。

この資料の1行目に、シャットダウン・スタートアップの工程を記載しております。施設の部分的な停止は9月27日から始めております。10月1日から31日までは設備を停止し、定期点検を行っております。その後、11月1日から4日まで、ラインの確認等の準備を行いまして、5日から徐々に設備を立ち上げて、7日から抜油等の処理を開始いたしております。

この項目の欄ですけれども、資料の左側に記載しておりますように、定期点検の期間中

に法定点検にかかわるもの6項目、それから、それ以外の定期点検を約30項目実施いたしております。この資料の中の紺色の帯は、その点検業務が行われた期間を示しております。帯の上に小さな数字を書いておりますが、これは点検業務にかかわった施工者側の入構者の人数を示しております。

資料の下から2行目の数字は、日ごとの施工者側の入構者の合計をあらわしております。一番多い日は10月21日で124人でございます。一番下の行の1,632という数字は、この期間の延べ人数の合計でございます。

定期点検中に稼動することが必要なクレーンとか冷水設備等一部の設備につきましては、10月中の点検期間を避けて点検したのもございます。

それから、資料の右側の欄ですけれども、私どもJESCOと運転会社MEPS、それから施工者側の担当者を項目ごとにあらかじめ定めまして、3者が連携をとって工事、工程を管理いたしました。

それから、法定点検の6項目ですけれども、ここに年次と月次を書いております。年次の点検を定期点検中に集中させることにしておりましたけれども、この工程表には、便宜上、月次点検のスケジュールもあわせて掲載いたしております。

法定ではない定期点検としましては、主として故障するとPCB廃棄物の処理工程を停止しなければならない重要な機器を開放点検しております。このような定期点検の結果ですけれども、消耗部品の交換を行っておりますが、今後の操業に影響を及ぼすような欠陥は認められなかったということを報告いたします。

それから、定期点検の期間中に、作業性の改善とか、不具合箇所の補修工事といった工事あわせて実施いたしております。一例を挙げますと、作業性改善の工事といたしましては、照明装置や監視用テレビカメラの増設などを行っております。また、不具合箇所の補修工事としましては、サンプリングバルブの型式を変更するとか、バルブのブランドシールの緩みによる溶剤漏れの再発を防止するための補強工事などを行っております。この溶剤漏れの件につきましては、後ほど、トラブル事象として報告いたします。

作業性の改善工事のうちの2件につきましては、廃棄物処理法の軽微変更として監督官庁である胆振支庁に11月20日に届け出を済ませております。この2件とは、小型トランス解体機器の穴あけ用のドリルの長さを変更するということと、コンデンサ解体機器の方でコンデンサを取り込む装置のつめの長さを変更するといった2件でございます。ということで軽微な変更として届けさせていただきます。

以上、簡単ですけれども、定期点検の結果としてご報告させていただきました。

【JESCO】

続きまして、資料3-4、カラーでフェリーの写真がついているものを、古西からご説明させていただきます。

東日本フェリーの青森-室蘭航路を利用したPCB廃棄物輸送を行った際に、私も同行しました。過去に、事業者が保管場所の移動で海上輸送を実施したことはあると聞いてい

るのですけれども、国内のPCB廃棄物広域処理事業における海上輸送は全国で初めてということになります。

1番のスケジュールですが、今年10月21日、当社ではルート回収と呼んでおりますけれども、長野県の5カ所の少量保管事業所から7台のコンデンサを1日に集めました。2日目は、新潟県3カ所から同じく7台を集めて、合計14台を入れた漏れ防止型金属容器をトラックで10月23日に青森まで運んで、13時30分青森港発、20時室蘭港着の船で運行されました。留置した後、翌日10月24日8時半に当事業所に受け入れております。

2番ですが、輸送フェリーの船名が「びなす」、総t数が7,000tクラスの船でございます。

3番の備考です。船舶の輸送においては危険物船舶輸送及び貯蔵規則、通常は危規則と言われておりまして、これに書いてあるのは、船舶の甲板下における同一船倉または区画においてPCB廃棄物と食料品との混載が禁止されていると。つまり、食料品が入っていれば船倉区画ではPCBと一緒に入れてはいけませんという規則がございます。

3行目ですけれども、東日本フェリーでは、漏れ防止型金属容器の使用、固縛装置の増強という安全対策、また、後ほどご説明いたします搬送中止基準の強化と、船舶・輸送車両の両面において追加安全措置を講じるということで特別措置という申請をされまして、平成20年5月1日に国土交通省の東北運輸局の青森運輸支局長からPCB廃棄物船舶輸送の許可を得たことにのっとり運んだということになっております。下は、このフェリーの写真でございます。

2ページ目の上の写真、東日本フェリーのPCB廃棄物船舶・輸送追加安全措置書による特別許可の条件の一つになっており、その同書の項目の一つに、厚さ1センチ以上のゴムマットを漏れ防止型金属容器の下に敷き込むこととされているので、実際に1センチ以上あるのかというのを測っているところでございます。国土交通省さんの関係で3名の方がいらっやって、それぞれ分担されて作業を進められておりました。

2ページ目の下の写真、これはPCB運送安全チェックリスト(荷役前)に基づき確認中ということです。十数項目の項目がございまして、非常時にちゃんと対応できるものを積んでいるか、そういうものの確認をしているところでございます。

3ページ目、上の写真は、1時半の出港なのですけれども、早目に乗船するという事で、1時間以上前に船に乗り込みました。

3ページ目の下、フェリー船倉内の表示を写しております。右下にあるように、合計800名乗れる船でございます。実際、私どもが10月23日に乗ったときには100名も乗っていなかったのかなと記憶しております。

4ページ目の上、はトラックが停まっているところ、下に、トラックとフェリーとのラッシングということで、これは全部右側の写真でございます。車どめのことをウエッジというのですが、実はこれも追加安全措置で、このラッシングというのは通常は4本でいいのですけれども、安全措置で6本にしますということで、実際に6本されていましてし、

このウエッジについても、通常は2カ所でのろしいところを4カ所しますということで、4カ所ちゃんと確認されています。ちょうど4ページの下にだいたい色の線を引いてあるのですけれども、これは3台分ここに必ず置きますという印がつけられておりまして、その中にトラックを停めているということでございます。

5ページ目の上、別のところのトラックとフェリーのラッシング状況、その下も同様でございます。

6ページ目の上、そことは違う写真でございます。13時40分、出港後10分後ですけれども、定期巡回による安全確認です。実は、これも定期巡視回数の増加ということで安全措置の一つになっております。通常は、6時間半ぐらいの運行で1回の巡視点検でいいところを2回するというのもプラスになっております。

6ページ目の下、室蘭港に着いたところですよ。下船後のトラック、フェリー埠頭内のトラック留置場所に移動しているところですよ。

7ページ目、東日本フェリーの大きな看板の下が留置場所ということで、収集運搬事業者さんが届け出されましたので、ここに1日置いて、その下の写真ですけれども、24日8時30分、扉前で停止している荷おろし手続中のトラックです。無事に受け入れしております。当然、漏れ防止金属容器のふたを開けましたら、コンデンサ14台がありまして、漏れ、にじみ、ぶつかった形跡もなく無事に受け入れたという状況になっております。

8ページ目、平成20年10月23日の気象データです。一番下の3行の参考ですが、これも安全追加措置の一つとして、PCB輸送に関して東日本フェリーが追加した対策です。フェリー運行中止の基準は、通常だと風速18mということですが、下に書いていますように、PCBを載せるときは15m以下でなければ出港しません。同じく、波高は、通常は1.5m制限ですが、それも1m以上だと出港しない。こういう報告書が出されております。上を見ていただくと、それぞれいろいろ書いていますが、すべて問題ないことを確認した上で出港しているということで、無事に10月23日の運行が終わりまして、その後、11月12日、18日と3回運行して、現在は航路がなくなっている状況でございます。

【JESCO】

安全対策室長の中尾です。

私からは、資料4-1のトラブル事象と4-2の総合防災訓練についてご説明させていただきます。

まず、トラブル事象ですけれども、前回の監視円卓会議以降、先月末までには、ここにあります区分の事象が2件発生しております。

なお、区分以上のトラブルはございませんでした。

次のページですけれども、発生状況としまして、発生した場所を示してございます。

まず、9月7日に発生した溶剤漏れにつきましては、真空超音波洗浄エリアのところでも発生しております。また、9月22日につきましては、大型車載トランス解体エリアの大

型切断機のところで発生しているということでございます。

次に、9月7日のトラブル事象です。

まず、件名としては、真空超音波洗浄槽配管バルブからの溶剤漏れで、これは9月7日の14時10分ごろ、日曜日に発生いたしました。場所は、管理区域レベル3の第5洗浄槽A、これは第1から第5プラス判定の槽が六つあるわけですが、そのうちの5番目の槽、A系統の配管バルブでございました。

概要としては、ここのエリアの1階に溶剤が5～6リットル程度漏れているのを発見したということで、その漏れた箇所が配管ラインであったということでございます。

次のページに、漏れた箇所のライン図と写真をつけてございます。ラインとしては、右側に真空超音波洗浄エリアのラインがかかれてありまして、ちょうどAラインの5番目であるということです。その配管が左側に書いてありますけれども、そのバルブとバルブの開閉機構のちょうど境目のところ、そこを通常はグランド部と呼んでいますが、そのシールが緩んでしまったために漏れたものでございます。

漏れたところのバルブの写真については、下の方に拡大して赤丸で示してございます。前ページに戻ります。

14時10分ごろに作業員が発見しまして、14時58分には漏えいした油の復旧作業を開始し、その後、バルブ周りの保温材を外す等をして、バルブの開閉動作で確認したところ、バルブグランドからの漏えいであることを確認しました。そして、バルブのシールを増し締めすることによって漏えいを停止しております。そして、17時44分には回収作業が終了しました。

なお、このとき漏れていた溶剤ですけれども、その以前に分析を実施しておりまして、分析結果は検出下限値未満ということで、卒業判定基準値より十分低い値であったということでございます。

事象による影響としては、運転面では特にございませんでした。

原因としては、当該バルブの開閉作動の繰り返しによってシール部が緩んだために漏えいしたものと考えております。

応急措置としては、ボルトを締めつけて漏れをとめたということです。

再発防止対策といたしましては、同型バルブについて、グランド部の締めつけ状態を確認しております。また、巡視点検においても、その後、がたつき確認をしております。

水平展開としては、先ほど定期点検の方でも報告したとおり、緩み防止の補強工事を実施しております。

本件につきましては、危険物漏えいの観点から消防本部さんにも当日に連絡し、定期報告をさせていただいております。

次に、二つ目の事象ですけれども、9月22日月曜日の10時25分ごろに、大型トランス解体エリアで、上ぶた切断作業において右手薬指の挫創が発生しております。

この概要ですけれども、ちょうど大型トランスのふたを切っていたのですが、上ぶたの切断片が約45キロあったのですけれども、これがこの刃のガイドローラーというところ

に押しつけられていたのですが、それを無理やり切断片を手で引き抜こうとして底盤と切断片の間に指を挟んで罹災してしまったというものです。

次のページがその図面です。人は写っていないのですが、挟んでしまったところのポンチ絵がかいてありまして、ふたの切断片のところに、赤いピンクのところに右手を下から入れて薬指を挟んでしまったということでございます。

前ページに戻り応急措置のところですが、25分ごろに、罹災した後、救護室で応急措置をしております。その後、病院に搬送し、医師の診断結果としては右手の薬指の挫創ということで、骨折と神経異常等はありませんでした。あとは、通院不要ということで、そのまま職場に復帰しております。

事象による影響ですけれども、レベル のエリアで保護具をつけてやっております、4重の手袋をしていたということと、化学防護衣等に破損はなく、PCB汚染はございませんでした。また、運転への特段の支障もございませんでした。

原因ですけれども、ここに作業面と管理面に分けてそれぞれ九つありますが、作業面の外力の加わった重量物の切断材料を手で引き抜こうとしてしまったということと、このときに材料の下に何も入れずに切断材料の下に手を入れてしまったということが作業面での原因であったかと思えます。

管理面としては、 のところですが、禁則事項の内容に不備があったということで、そういうような重量物の下に手を入れてはいけませんということが十分伝わっていなかったのかなと考えております。

再発防止策としては、重量物の制限を20kg以下としまして、今回は45キロだったのですけれども、それを軽くしました。また、材料の下に手を入れないという禁則事項、現場のルールを新たに定めております。また、手順書と禁則事項の見直しと教育を作業員に対して実施しております。

水平展開としては、これは10月の点検時にやったのですけれども、大型切断機のセッティング作業時の確認項目をリスト化して教育を実施しております。また、禁則事項の作業手順書の反映ということもしております。

連絡・公表の状況としましては、当日、13時に労働基準監督署に連絡しております。また、この発生時は不慮災害と微小災害の区分がはっきりしなかったということがありましたので、区分 で一旦報告しましたが、その後、通院の必要がないことから微小災害に相当するとして区分 として確定しております。また、これについても定期報告を実施しております。

次に、資料4-2、平成20年度の総合防災訓練の実施結果についてご報告させていただきます。

実施日時は10月22日水曜日の10時から11時20分、天候は晴れでございました。場所は、北海道PCB廃棄物処理施設ということで、大型ノ車載トランスの解体エリアで火災が発生したということを想定してやっております。

参加人数としては、室蘭消防本部の公設消防隊の隊員27名、車両8台等とJESCO

26名、MEPS85名が参加して実施いたしました。

訓練の目的としては、今回、操業開始以降初めての総合防災訓練ということで、JESCO、運転会社MEPS、室蘭市消防本部の連携のもと、総合的な防災活動が確実に実施できることの確認を目的に行っております。

5番の訓練結果の概要ですけれども、想定としては、先ほども言ったとおり、大型/車載トランス解体エリアからの火災を想定しております。そのときにそれぞれ解体エリアの作業員の1名は転倒して負傷、これは防災隊が救助しております。あと、もう一名が転倒して負傷しておりますが、この方はPCBの汚染ありということで想定し、公設消防隊が救助して除染するという設定で行っております。

それら訓練結果、その他の通報等避難訓練等を行っております。それらは後ほど写真でお見せします。

あと、これらの訓練の結果、滞りなくできたということが確認できました。

次の2ページですけれども、それぞれ時間を書いております。途中、若干のおくれはありますけれども、予定時間内に完了しております。

反省事項としてこれだけあがっておりますが、主な反省事項としては、(1)JESCOの で、対策本部から現場の動きがわかるよう各隊にトランシーバーを持たせ情報共有を図るということで、これについては、今般、トランシーバーはJESCO分として7台購入いたしまして、今後のトラブル事象に反映させていくこととしております。

また、MEPSの に書いてありますけれども、2年続けて同じ設定で行ってまいりましたので、来年は違う設定で行った方がいいと考えております。

また、(3)胆振支庁さんからの要望事項等がありましたが、当日、オンラインモニタリングの値に異常がないということは、訓練の中で口頭では説明していたのですけれども、実際に對外通報する段になってそれが抜けてしまったということがございました。行政の立場としては、施設の稼働状況、モニタリング状況というところをしっかりと教えてほしいということでございました。

次のページからは状況の写真ですけれども、通報状況、本部の設置状況、次のページに行きまして、自営防災隊による負傷者の搬出、その下が非難状況、公設消防への救急車の搬送、消防本部の各隊員への指示の状況、最後のページになりますが、除染テントにおける除染の状況と、最後は講話でございます。

【委員長】

一通り、ほかの事業所とここの事業所での点検、トラブル、訓練、輸送等々のご説明がございましたが、何かご質問やご意見がありましたらお出しください。

【委員】

資料3-4の青森-室蘭のフェリー輸送の問題ですけれども、この写真を見たりしますと、相当配慮した設備をしておりますが、11月30日でこの定期航路が廃止になったの

です。その場合に、ようやく軌道に乗りつつあったのかなという段階で廃止になった時点で、今後、海上輸送をする場合はほかの船舶を利用するのか。いろいろな船舶がありますけれども、新たに船舶会社と契約していくのか。もし、どちらもだめだとするならば陸上輸送ということになりますけれども、その辺の見通しはどうか。

【委員長】

これはだれが関係者になるのですか。

【JESCO】

情報をいろいろ持っています営業としまして、古西から答えさせていただきたいと思えます。

今現在、ほかの会社がPCBの運送を営業的にやろうという気持ちになっていただけるかどうかというのは、私どもではちょっとわからないところがございます。ただ、1回、このように国土交通省の特別な措置が出ており、そんなに特別な設備を設けたわけではないと思えますので、手をあげていただくところも出てくるのかなと思えます。

今現在、私どもの情報ではまだどこからも聞こえてはこないのですけれども、来年あたり、ほかの会社から手を挙げていただけたら出てくればありがたいなと思っております。今は、そのぐらいの情報しか入ってきていないです。

【委員】

説明の中ではこれからということですが、現段階でこれだけ処理をしているわけです。フェリーでもって14個といった数字を示されておりながら、これからということになりますと、だんだんだんだん量が増えてきた場合にどうしていくのか。

私どもが最初に言った内容は、市民の安全をどのようにして守っていくのかということが基本なのです。その基本を忘れて、これからだ、あれからだというようなこれからの考えを持っていることに対しては不安を持つのです。

ですから、きちんとした対応をしていただかないと、皆さん方の中で安全とか何だと言っていますけれども、もう既に不安なのです。安全ではないのです。その辺をきちんと考えの中で、国がどうしていくのか、会社側がどうしていくのかということきちんと話し合っ、この問題を早急に解決していただきたいと思えます。

【委員長】

ありがとうございます。どうぞ。

【委員】

青森から室蘭に向けてのフェリー輸送の件ですが、青森13時30分発、室蘭20時着で、どうして1泊しなければならないのかなと、私は不思議でならないのです。次の朝に

処理施設に入ってくるということですね。物騒な世の中ですので、そこにとめた方が安全だからなのか、ここには入れないから朝まで待つためなのか、教えてください。

【委員長】

どうぞ。

【JESCO】

油井からご説明します。

前回もご説明したかと思うのですが、今の受け入れ態勢は、JESCO北海道事業所としては1日5回を想定をしており、8時半、10時、1時、2時半、4時です。

そして、日勤で基本的に受け入れ作業を、まず当面は安全性確保のために昼間にやらせていただこうと考えたわけです。今、稼働率が3割、4割という段階ですから、5便フルに入ってくるわけではないですが、それにしても2便か3便ぐらいいは毎日来ております。

そこで、フェリーの件は、確かにおっしゃるとおりですが、今ご説明したように、暗い中、残業をかけて積みおろし作業をする中で、万が一、トラブルを起こして受け入れ搬入室をPCBで汚染してしまうようなことがありますと、さらに他事業所さんに迷惑をかけることとなります。今の段階は、少なくとも日勤で終わるような、受入体制でございますので、この部分はそれで我慢していただいて、実績を積み上げればその部分の時間の延長というのは安全にできるという確証が得られたら、そういうことは検討していきたいと思いますが、今のところはちょっと勘弁願いたいというところです。

【委員】

それで通せるのかなというふうに、私たちは素人考えですが、不安になります。

もっと早目に船から持ってくる、そして明るいうちにここに入るような状況をつくれな
いのかなと思うのですが、それは無理なのでしょうか。

【JESCO】

フェリーの時刻表ですので、私どもではいかんともしがたいところがあります。

それも無くなってしまったら、今後どうするかという話ですが、今のところ他の船会社で手を挙げていただいているところがございませんので、当面はJRコンテナの貨物に頼らざるを得ないという状況です。

【委員長】

委員、どうぞ。

【委員】

資料4-1、トラブル事象等の2-2の再発防止対策についてですが、こういう事故というのは、想定外のところで起きているのです。例えば、東海村JCO臨界事故の際、バケツで作業するということがありました。普通では考えられないことですが、現場はそういうのも一つの効率としてとらえる場合もあると思うのです。私どもの会社もそうなのですけれども、いくら安全教育しても、例えば、あと少しここまでやると終わるのだという時など、どうしても無理をしてしまうということがあります。

ですから、そういうことは我々が想定していないところで起きますので、ルールをしっかり徹底させていただきたい。効率を優先するということはないと思うのですけれども、きちんとした教育をしてほしい、そして倫理教育を徹底してほしいと思います。

【委員長】

貴重なご意見をありがとうございました。

委員、どうぞ。

【委員】

稼動状況のことでちょっとお聞きしたいのですが、廃棄物の払い出しは、8月については廃アルカリとか廃TCBがゼロになっているのですけれども、これは受け入れ側の都合で払い出しができなかったのかどうかということをお尋ねします。

それから、豊田の視察のところでもちょっと言われていたのですけれども、豊田では廃棄物の処理のところを2カ所用意しているという話です。それは、あと1カ所はだめになるのかどうかは別として、バックアップ的なもので2カ所用意しているということです。そういう点で、苫小牧のところでは廃アルカリとか廃TCB処理をしているのだと思いますけれども、その処理能力はどの程度あるのか、ちょっと教えてほしいと思います。

それから、9月と11月を見ていくと、9月というのは意外と払い出し状況が多いですね。そして、11月は、処理量が結構あるにもかかわらず払い出しが少ないというのは、単にこっちで保管している状況だけなのか向こうの都合なのか、教えてください。

【JESCO】

まず、一般的な話から答えさせていただきます。

北海道事業所では、現契約では、入札自体は複数の受入先から入札をしていただいた結果、廃アルカリについても、処理済み油についても、1社だけと契約をさせていただいています。それは、入札の結果ということですが、基本的には、たまたま10月に定期点検をするというのが、今、具体的に言われました苫小牧ケミカルさん、相手方もそうございまして、特別な支障が生じていないというのが今の実態でございます。

月別に見ていくと、なぜ8月に廃アルカリと廃TCBがないのか、それから、9月が多くてというあたりは、ちょっと即答できませんので、調べる時間を与えていただきたいと思います。次回でもよろしいでしょうか。

【委員長】

次回でもいいですね。ほかにございますか。どうぞ。

【委員】

先ほどの資料4 - 1のトラブルのところ、委員がご質問されましたが、私は2 - 1の方のバルブの漏れの件について伺います。

一般論で、私たちは専門的なバルブの位置などをお聞きして、多分、トラブルのことで一番知りたいのは、これはPCBの漏れの可能性があったのかどうかということだと思います。よく読まないといけないのです。最終的には分析されているのですけれども、途中の再生ラインでPCBを含まないラインであったと書いてあるので、これは、恐らく、PCBの混入の可能性がないところだったと思います。今までのトラブルがいろいろ出ていても、どのレベルかというのは、特に2番目の方は人身に近い事故だったと思うのですけれども、もし、PCBが混入するラインでトラブルが未然に終わったというのと、結果として絶対にPCBが漏れる可能性のないところのトラブルと、そういうところの概略と伺いますか、例えば概要のところ、PCBが漏れる可能性があるラインのトラブルというのは、多分、一般的にここに見学に来られてそういうトラブルを見られたときに、この文章を全部見た限りではどの程度のトラブルなのかわからないのです。

一応、トラブルの事象には から まで区分があるのですけれども、それは、あくまでも結果として影響があったかということで、それがシリアスの状況にいくと漏れる可能性があった、そういうところまではわからないのです。

ですから、できれば、トラブルの事象のお話をさせていただく段階で、要するにPCBの漏れの可能性があったところとは別に、多分、2番目は、一般的な機械的な工場でも起きるようなトラブルだと思うのです。科学的な反応とか、有害物質の処理にかかわるところ特有のトラブルの話と、それ以外のトラブルをちょっと分けていただいた方がいいと思います。

多分、これから事例がたくさん出てきてだんだん積み上がると思うのですけれども、例えば年間のまとめを市民が見たときに、2次元でトラブルとかその範囲を示して、この辺のトラブルが何件ありましたと。多分、100件あったというのと、皆さんは、こういうものは積み上がった結果として100件あったという話を聞くのと、それはこういうレベルであったものが、安全度という説明のときの文書を公的にこちらで公開されると思うのですけれども、その辺でちょっと工夫をいただければと思います。

これは、意見というか、希望です。

【JESCO】

わかりました。確かに、ぱっと見てPCBが入っているのか、入っていないのか、入っているとすればどの程度の濃度なのかということの方がわかるように、この文書の体裁を次回から考えたいと思います。

ちなみに、行政に報告する報告書のスタイルは、今、先生がご指摘のような一目でわかるような、まず環境に影響があるのか、ないのか、PCB濃度はどうなのかというところがわかりやすいスタイルになっておりますので、それに準じた形にしたいと思います。

仮に、今回の事象が、PCBが含まれているものであったとすれば、私どもは区分に相当する可能性がある事象であったと思っております。すなわち、環境への特段の影響はないのだけれども、第三者に不安感を与える事象としてワンランクアップしますので、これは随時連絡ということで、関係行政機関にその日のうちに連絡しなければいけない事象になります。

ということで、PCBがあるなしで扱いも違ってまいりますので、そこをわかりやすくしたいと思います。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、次に資料6のモニタリング関係、資料7の処理の実施計画の説明をお願いします。

【事務局】

道庁循環型社会推進課の北村です。

資料6、現時点で結果の出ている数値ですが、各数値とも比較となる環境基準値や排出管理目標値と比べて、十分低い値を観測しています。モニタリングは平成18年度から行っていますが、これまでと比較し今年が何か特別であるという数値は出ていません。

資料7、実施計画ですが、北海道PCB廃棄物処理計画においても毎年度定めるとしてありまして、11月に開催した広域協議会において15県の方々に案を提示し協議調整中です。

記載内容としては、まず処理対象となっているPCB廃棄物、現在、北海道事業所の方で受入をしている廃棄物です。先ほど言った処理困難というものについても、表の下の方に当該処理を行わないものはあるということ注釈で記載しております。

2番の処理計画としまして、搬入期間は北海道と15県に分かれてありまして、3ページ目になりますけれども、搬入計画ということで、各年度で、北海道以外の各県のブロックの搬入期間を設定しております。これは、各ブロックで保有しているPCB廃棄物の台数などに応じて期間を設けております。

今のところ予定している平成21年度分の処理量ということで、(2)に処理量、トランス・コンデンサ類、PCB油類ということで記載してございます。

この数字に基づき、あとは各ブロックの搬入計画となるので、ブロックあるいは各県に配分した中で、各県で搬入していくPCB廃棄物を定めております。

ちなみに、これにつきましては、毎年度、広域協議会の協議、調整を得て作成することとしております。以上です。

【委員長】

ちなみに、平成21年度は現在の稼働状況に比べてどれくらい稼働率が上がるというか、能力に対してどれくらいになるかということをご説明ください。

【事務局】

広域協議会の場でもJESCOから説明があったとおり、この台数というのは処理能力から比べると全体で7割の台数となっております。

【委員長】

ありがとうございました。何かありませんか。

【委員】

そうすると、これは平成20年度の段階でも、来年3月までで胆振管内のものはすべて処理が終わっている計画と拝見してよろしいでしょうか。

【事務局】

北海道につきましては、平成20年度に胆振、渡島、函館市、檜山、日高を設定しております。ただ、諸般の事情により未処理の方々がいますので、残ったものはあります。なお、その分は、随時搬入可能ということで考えております。

【委員】

もう一点、これはJESCOに聞いた方がいいと思うのですが、今の処理量というのは、ピーク時でも、1.8t/日のところ6t/月とかなり少ないように見えるのです。本当の平均の1.8t/日処理量でいくと、実際にどのくらいの割合なのか。単純に20日で計算すると、月36tぐらいなので、今のところ大体6分の1ぐらいかなと思って見ていたのです。

【JESCO】

PCBの量でいきますと、そういう計算になるかと思えます。ただ、台数で見ると、11月では大体35%ぐらいの稼働状況で、12月は40%台に達しています。

トランス・コンデンサに入っている油の量が、想定した量より実際は少なかったということになるかと思えます。6分の1ということは20%を切っているわけですから、委員がおっしゃるとおりで、その差かなというふうに思っております。

【委員長】

むしろ、解体したり、抜油したり、そこの負荷によって何台処理できるかというところが実態にきいてくるわけですね。PCBそのものを処理するというよりも、前のところの方が制約になっているという理解ですね。

【J E S C O】

そのとおりです。

【委員長】

ありがとうございました。 委員、どうぞ。

【委員】

実施計画案の1の対象処理物についてです。漏れ、にじみがあるなどのP C B廃棄物については、当面、処理を行わないということです。これは、予測としてはどの程度出るのでしょうか。

【J E S C O】

営業の古西の方からお答えいたします。

私どもJ E S C Oは、登録制度ということで皆様から情報を集めておりますが、その中の早期登録等の結果でみると、自己申告として数%ぐらいが漏れ、にじみと書かれています。私どもは全部を調査したわけではないのですが、そのぐらいが概算の数字かと思っております。

【委員】

我々素人からすれば、むしろ、そういうものから先に処理してほしいのです。漏れのあるものなどの保管などはどうなっているかということが心配になります。

それから、今後、それをどうするかということがここに出てこなければ、何か漠然としてしまうのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

【委員長】

どうぞ。

【J E S C O】

社会的には確かにおっしゃるとおりで、漏れ、にじみのあるものやそういうおそれのあるものから処理すべきと、私も個人的には思います。ただ、処理施設のいわゆる技術的な問題があります。漏れ、にじみがあるということは、要するに保管されている電気機器に欠陥があって起こるわけです。

私どもの処理施設の設計思想は、まず解体、切る前に中のP C B油を抜油して、そして中を何回も循環洗浄するのです。それは、洗浄液を満たして循環させて、また抜いて、中のP C B濃度をだんだん下げてやるのです。それですべてきれいにはなりませんけれども、一定まで下げてやって初めて切れるのです。そうしないと、作業員の健康管理ができないのです。装備をするといっても、非常に濃度の高いP C B雰囲気のところには入れません

から、まずはそういうふうにしています。

結局、外ににじみがあるということは、中を洗浄しようと思ったときに、その洗浄液が噴き出してしまう可能性があるのです。どこかにクラックがあるとか、バルブの一部が損傷しているということで処理が非常に困難になってきますので、今の施設ではそれがなかなか大変難しいところがあります。まして、初期の習熟段階にございますので、通常品というか、健全品を十分にやった上で、例えば補修をしながら中を洗浄するという形に将来的にはしていきたいと思います。先ほども、では一体いつなのだとということがございましたけれども、具体的に2年先に必ずやりますということと言える段階にまだないということとはご理解いただきたいと思います。

【委員長】

ありがとうございました。

【委員】

こういった処理の実態の中で、搬入計画の図でわかると思いますけれども、全体的に、今どれだけの量があってどれだけ処理しました、今年は何%あった、来年は何%だということが、時系列でわかる資料があれば非常にありがたいと思います。それは、ビジュアル的にホームページか何かで発信されればよいのではないかと思います。

あと1点は、2期工事ですけれども、2ページの処理対象外PCB、これは2期工事の処理に該当するのですか。

処理対象外PCB廃棄物が2期工事に関連するのですね。

そうであれば、ちょっとお聞きしたいのですけれども、今、室蘭市とJESCOの方で指名業者が落札したけれども、その先にいかないと。その部分では環境省に市長が直接行くとか、行かないとか、我々は新聞紙上でしかわからないのですけれども、その辺の動向ですね。先ほど、北九州の事例で、1期工事と2期工事が連動してという形でなされているのであれば、当然、ここの部分も連動するのではないかと単純な頭で考えています。そうであれば、今後、企業の2期工事のあり方というか、その辺のところをどういうふうにとらえようとしているのか、その辺のところを教えてください。

【委員長】

それでは、委員、どうぞ。

【委員】

今のことと関連しまして、新聞報道で見たのですけれども、JESCOから議会の方に申し入れをしたということが新聞に載っていたのです。その経緯と、どういうふうになったのか、それから、室蘭市との関係がどうなのかというあたりがわかっていたら説明してほしいのです。

【 J E S C O 】

本社事業部長の齊藤から答えさせていただきます。

委員の方から最初にご要望がありました全体から見た種類の進捗という部分につきましては、もう既にかなり処理が進んで、北九州では全体量に対してどのくらい残っているのかというの順次出すようになってきていますので、北海道事業の進捗に合わせて検討させていただきたいと思います。

増設事業につきましては、ここ数回、私の方から同じような状況説明をさせていただいております。落札した業者が、その後、受け入れ条件、平成14年度の基本的考え方と平成16年度の受入条件に照らして、どうも合致しないのではないかという室蘭市さんのご意見がございました。我々としては、安全性の確認等につきまして、いろいろな工夫をすれば何とか受け入れ条件の趣旨に沿った形で事業を進められるのではないかとということで、かなり長い時間をかけまして市の方と協議をいたしてまいりました。

新聞記事でもご承知かと思いますが、室蘭市側としては、特に市民への安全性等に関する説明上、地元の技術との一体性、連携のあたりがきっちりと目に見えるような形でないと、とてもご理解得られないというお考えがありまして、今のところ、我々の工夫の手段ではなかなか進められないという状況でございます。

皆様方に非常にご心配をおかけして申しわけございませんが、現在、新聞報道どおり、新宮市長が環境省にまず相談するというので、本日、東京でされていると思うのですが、それをきっかけに、また今後の展開が出てくるのではないかと考えております。

先般、議会筋の方々、具体的に申し上げますと、市議会議長さんとか会派の会長さんにご説明をさせていただいたのですが、議会に何かやってくれということではなくて、前々から議会関係者の皆さんも、市の行政当局だけから話を聞いていたのだけれども、J E S C Oはどうなのだということを直接聞いてみたいという声も若干聞こえてまいりましたので、我々の方から状況説明をさせていただき、かつ、各会派の方々から、むしろいろいろなサジェスションといいますが、アドバイスもいただけたらなということで、一通り実施させていただいたものでございます。

あとは、北九で1期事業との連携というお話もありましたけれども、北九施設の場合は、プラズマ溶融分解、その他物処理施設だけではなくて、今、トランス・コンデンサの施設は0.5t/日という小さい施設でございます。これを1.5t/日に上げるということで、どうしても役務のやりとりをするということで、トランス・コンデンサ部分で技術的にも一つのシステムにしてしまおうという事業でございます。北海道事業の場合は、その部分がなくて、その他物だけを処理する施設ということで、ある程度独立性があるだろうと考えております。

しかしながら、1期、2期とできますと、例えば1期施設で苦労して処理しなければいけないものが出てきて、それをプラズマにかければより安全に早く処理できるのではないかとこの物のやりとりというのはあり得るかなと考えているところでございます。

以上でございます。

【委員長】

ほかにございませつか。

(「なし」と発言する者あり)

【委員長】

それでは、予定されている議題がすべて終了いたしました。

そのほか何か、道あるいはJ E S C Oの方からございましたら出してください。

(「なし」と発言する者あり)

【委員長】

それでは、特にないようでございますので、本日の円卓会議はこれで終了したいと思います。では、事務局にお返しします。

3 . 閉 会

【事務局】

眞柄委員長、ありがとうございました。

限られた時間の中でございますけれども、大変貴重なご意見等をいただきまして、ありがとうございました。

次回の監視円卓会議は、年明けおおむね2月の開催を予定してございます。委員の欠席云々という話もございましたけれども、早目に日程等も含めまして皆様のご出席をいただけるよう調査を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上